令和７年度決算特別委員会資料　　資料請求番号８

企画管理部デジタル推進課

マイナンバーカードについて､国からのマイナンバーカードの設定の説明（初期から)。現設定状況

標記の件について、下記資料を提出します。

記

１．国からのマイナンバーカードの設定の説明（初期から）

①いよいよマイナンバー制度が始まります（社会保障・税番号制度）（平成２７年５月）

②マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）ご参考資料（令和８年３月）

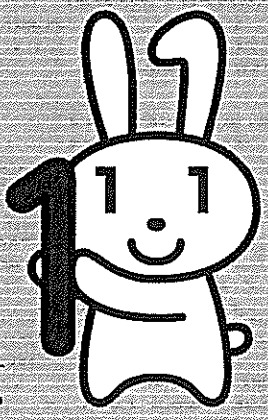
政府広報

いよいよ

マイナンバー制度が

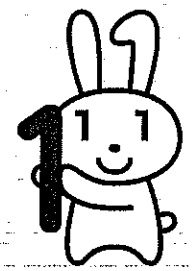
社会保障・税番号制度

始まります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省



マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる
個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が
また、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバーで、もっと便利に暮ら

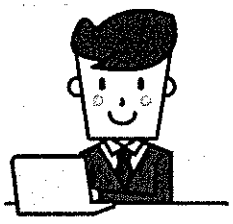
マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムー
さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の
行政サービスの受給状況を
把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや
不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな
支援ができます。

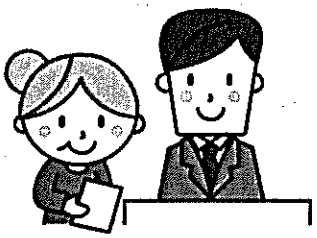


国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、
用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、
国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、
様々な行政サービスのお知らせを受け取る
ことがスムーズにできるようになります。





マイナンバーは生涯にわたって使うもの

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切

12桁の番号をマイナンバーといいます。
割り当てられます。

しやすく。

ズに確認するための基盤になります。
なメリットをもたらします。

行政の効率化

行政事務が効率化され、
国民の行政ニーズに、これまで以上に
対応できるようになります。

被災者台帳の作成などに
マイナンバーを活用することで、
迅速な行政支援が
期待できます。



です。
にしてください。

INDEX

概要

マイナンバーとは？ …… 1

マイナンバーの具体的な利用場面 …… 3

マイナンバーの受け取り・
活用のポイント …… 5

個人番号カードについて …… 6

マイナンバー制度の
安心・安全の仕組み …… 7

事業者向け

事業者のマイナンバーの取扱い …… 9

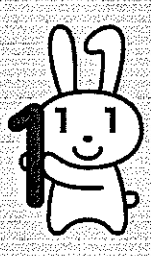
マイナンバー利用にあたっての
注意点 …… 11

マイナンバーの安全管理措置 …… 13

税・社会保障関係書類の
様式変更 …… 15

税・社会保障関係書類の
対応スケジュール …… 17

事業者のための
マイナンバー準備スケジュール …… 18



平成28年1月以降、マイナンバーは、

社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することが

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金の手続では平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

こんな場面で必要となります。

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

できます。

平成29年1月

個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。
行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。
暮らしがもっと便利になっていきます。



マイナンバーを、きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point 1

住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

point 2

書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- ☐ **マイナンバーの「通知カード」**
- ☐ **「個人番号カード」の申請書と返信用封筒**
- ☐ **説明書**

※通知カードは大切に保管してください。

point 3

個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

※その他の方法も検討中

point 4

個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

①大切に保管していた「通知カード」
②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
③運転免許証などの本人確認書類

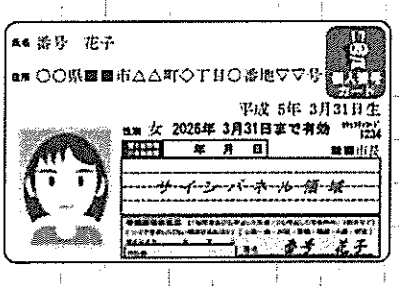
※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

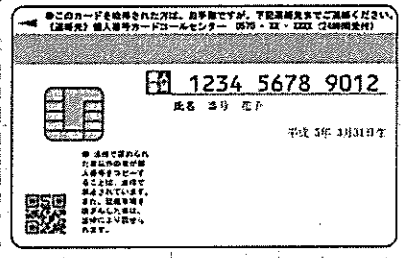


個人番号カードは無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、
様々な本人確認の場面で利用できるカードです。
市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。





プラスチック製

表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真

裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※カードのデザインは、現在検討中です。

個人番号カードで、様々なサービスが利用できます。

- ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。
- 図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。

将来的にも様々な使いみちが検討されています。

各種民間オンライン取引/口座開設
オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引に利用することも検討されています。

引っ越しで必要な手続をワンストップで
行政機関への各種届出に加え、電気、ガス、水道などの民間サービスへの届け出がワンストップでできるよう検討されています。



マイナンバー制度は、安心・安全の

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、国民のみなさまのご意見を参考に
制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。



個人番号カードの安全性について

●個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

仕組みです。

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

- 万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。
- 顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。



民間事業者のみなさまも、マイナン

平成28年1月以降、税や社会保障の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成

など

※税・社会保障関係書類の対応スケジュールは17ページをご覧ください。

マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報の適正な取扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修等によるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いいたします。

ガイドラインのダウンロードはこちら　特定個人情報保護委員会　検索

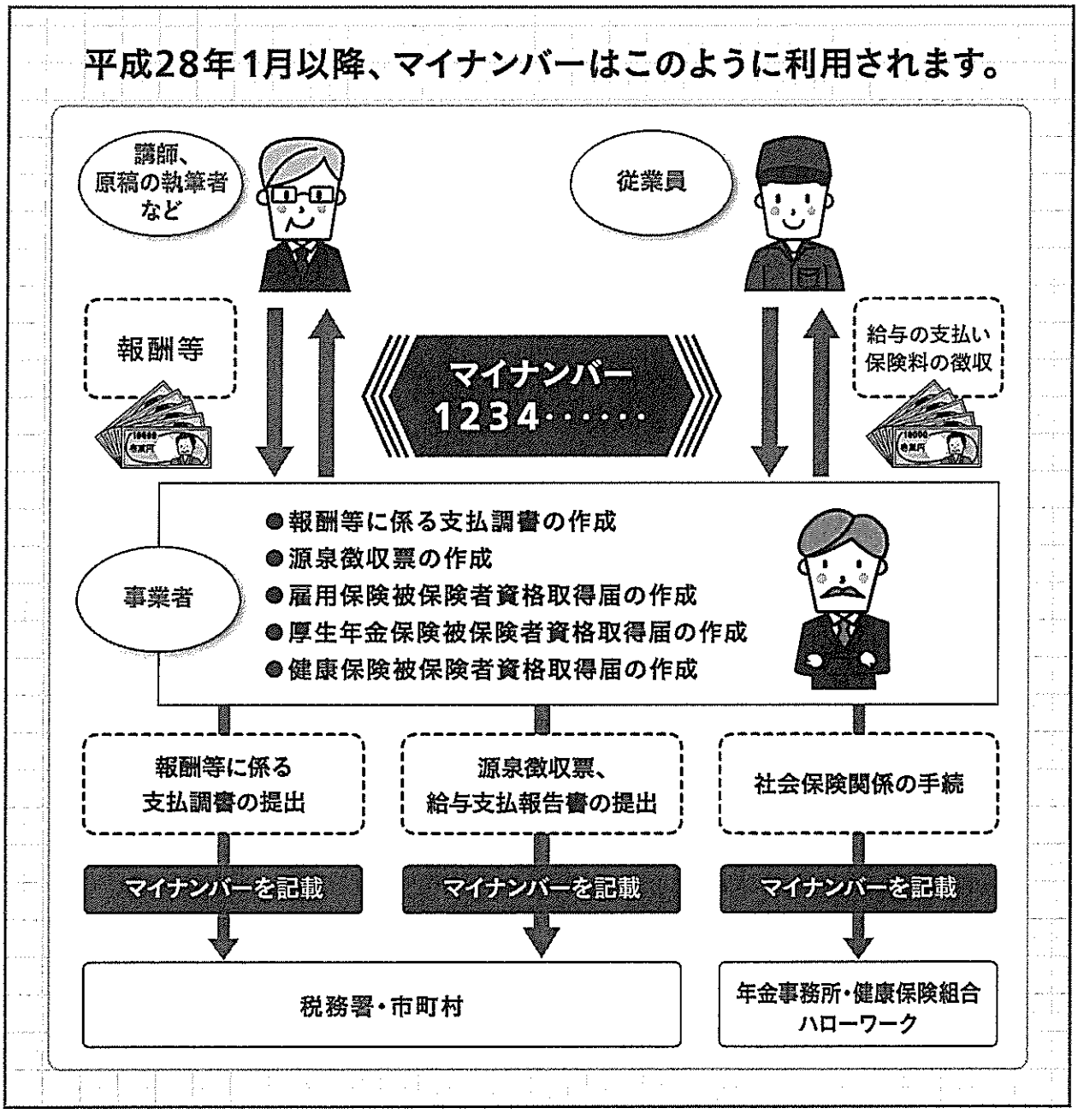
法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人※には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
（法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。）

法人番号について詳しくはこちら　法人番号　国税庁　検索

バーを取り扱います。


平成28年1月以降、マイナンバーはこのように利用されます。
講師、
原稿の執筆者
など
従業員
報酬等
マイナンバー
1234・・・・・
給与の支払い
保険料の徴収
事業者
●報酬等に係る支払調書の作成
●源泉徴収票の作成
●雇用保険被保険者資格取得届の作成
●厚生年金保険被保険者資格取得届の作成
●健康保険被保険者資格取得届の作成
報酬等に係る
支払調書の提出
源泉徴収票、
給与支払報告書の提出
社会保険関係の手続
マイナンバーを記載
マイナンバーを記載
マイナンバーを記載
税務署・市町村
年金事務所・健康保険組合
ハローワーク



マイナンバー利用にあたっての注意

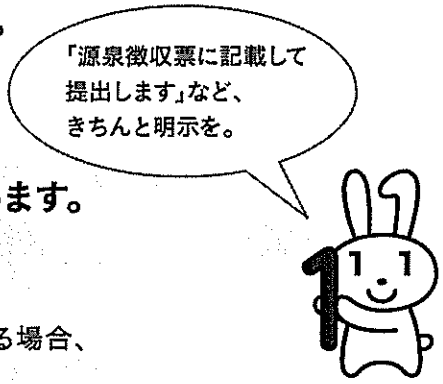
円滑な業務のためにも、マイナンバーを利用する際に、
民間事業者のみなさまに必ず守っていただきたいことがあります。

注意点1 **取得**

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

●利用目的をきちんと明示する必要があります。

法律の範囲内で利用目的を特定して
明示しておく必要があります。



●マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、
厳格な本人確認を行います。
従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、
従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、
カード1枚で可能です。

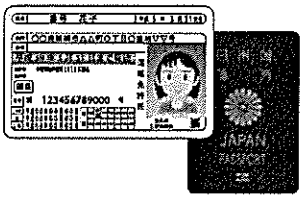
個人番号カード



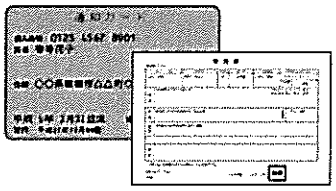
個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認
運転免許証orパスポートなど



番号確認
通知カードor
住民票（マイナンバー付き）など



点を確認しましょう。

注意点 2

利用・提供

事業者は税や社会保障に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！



●利用目的以外の利用・提供はできません。

マイナンバーの利用・提供例

税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書　など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得（喪失）届　など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届　など

注意点 3

保管・廃棄

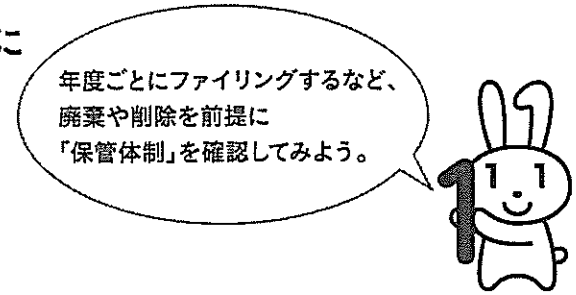
マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

●必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合
所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合　など

●不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

マイナンバーを事務で利用しなくなった場合
保存期間を経過した場合　など





マイナンバーの安全管理を徹底させ

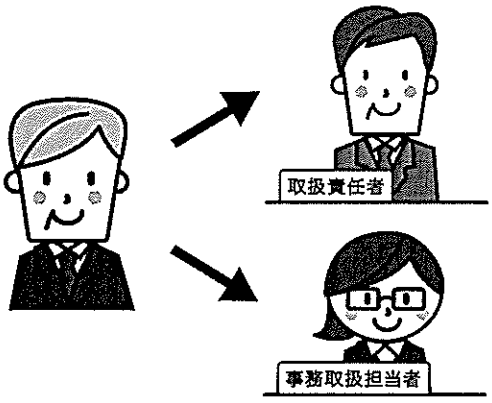
マイナンバー制度の導入に向けて、あらかじめ準備を進めてください。
マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に合わせた対応

安全管理措置

組織的・人的安全管理措置

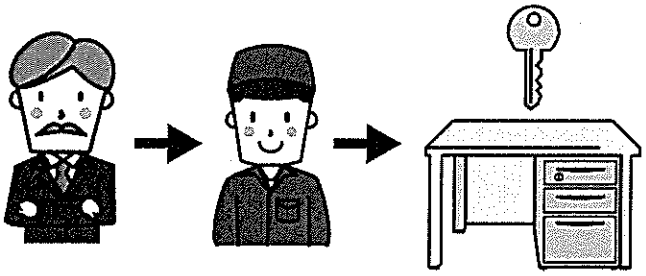
●担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。



●適切な教育

従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。



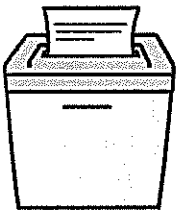
すでに情報漏えい対策を実行している事業主の方も多いと思われますが、マイナ
いま一度、対策の見直しとそれを

ましょう。

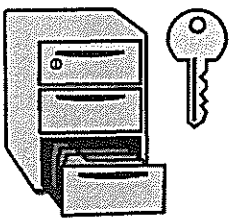
をしましょう！

物理的・技術的安全管理措置

- シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備



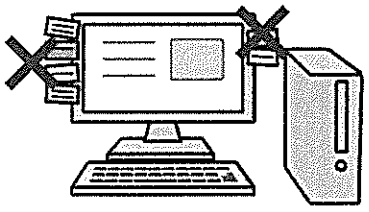
- カギ付き棚を用意



- 取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



- ウィルス対策ソフトウェア導入
 アクセスパスワードを設定



- パーテーションの設置や座席の工夫
- 覗き見されない座席配置

など

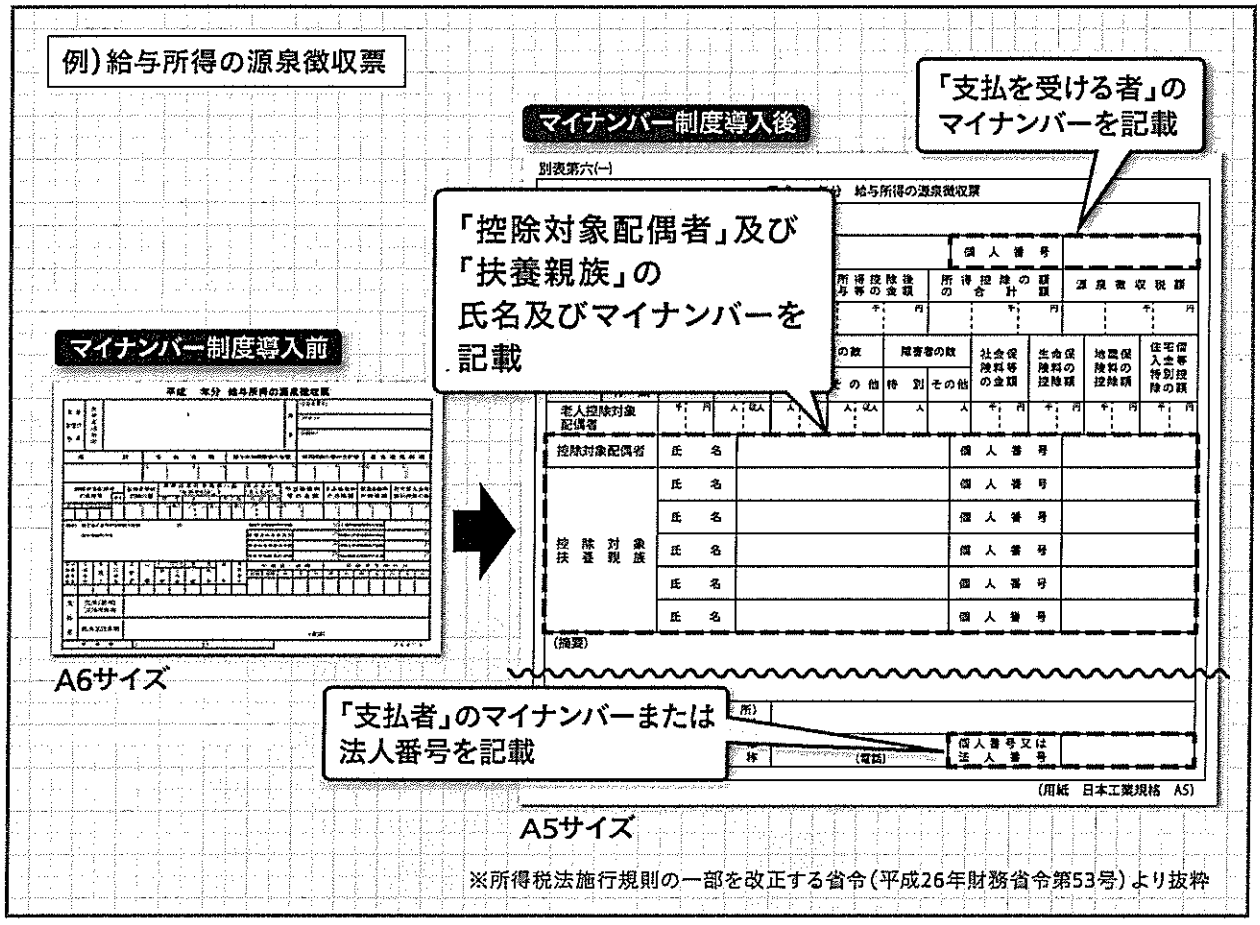
※事業者の規模に応じて対応してください。

ンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。
踏まえた準備をお願いいたします。



税や社会保障の関係書類の様式が

マイナンバー制度の導入に伴い、様々な税務関係書類の様式も変わります。
税務・社会保険関係で多くの様式が変更される予定ですので、書類作成の際の業務手順の



法定調書での主な変更点

- 主に支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます。
- 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のサイズは、A6からA5になります。

※給与所得の源泉徴収票には税務署提出用と本人交付用がありますが、
本人交付用には支払者のマイナンバーまたは法人番号は記載しないことになっています。

変わります。

確認や準備なども必要になります。

事業者がマイナンバーを記載する書類（参考例）

税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 給与支払報告書

など

税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先等のマイナンバーや法人番号を記載

社会保障分野

- 雇用保険被保険者資格取得（喪失）届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届
- 健康保険被扶養者（異動）届
- 国民年金第３号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業／育児休業等取得者申出書・終了届

など

健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバーを記載



税や社会保障関係の書類へのマイナンバー記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。
それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、
準備をしておくことが大切です。

税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ●給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ●従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ●給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ●退職所得の受給に関する申告書 ●公的年金等の受給者の扶養親族等申告書　など	平成28年1月1日提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ●雇用保険被保険者資格取得届 ●雇用保険被保険者資格喪失届　など 「法人番号」を追加予定 ●雇用保険適用事業所設置届　など	平成28年1月1日提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届　など ●健康保険被扶養者(異動)届　など	平成29年1月1日提出分～
	「法人番号」を追加予定 ●新規適用届　など	平成28年1月1日提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

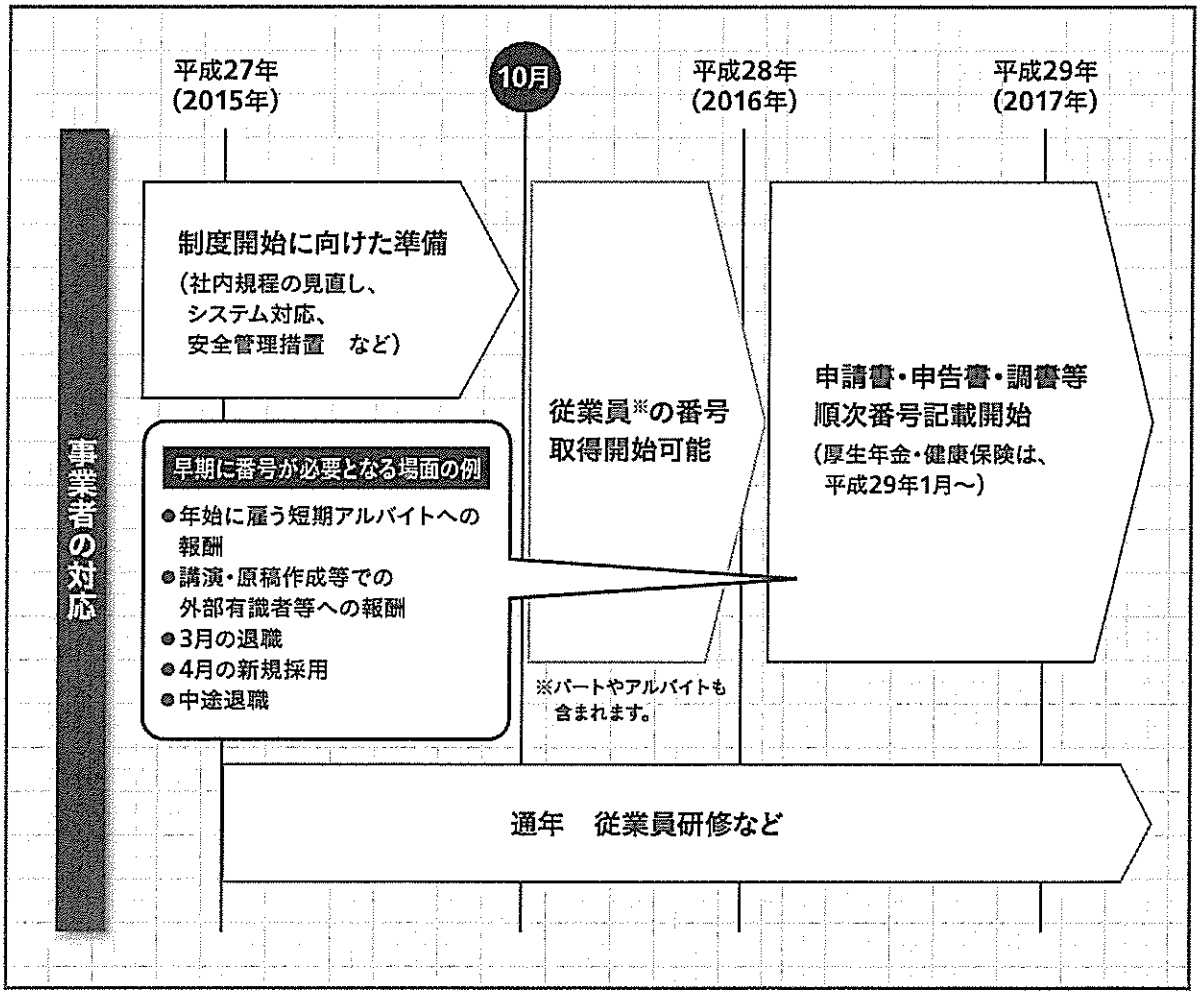


事業者のための マイナンバー準備スケジュール（例）

無理なく万全な対策をととのえるためには、計画的な準備が必要です。
スケジュール表を確認し、状況をチェックしながら準備をすすめていきましょう。

準備のために必要な手順

❶マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう。
❷利用スケジュールを確認しましょう。
　いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
❸マイナンバーの取得に向けて安全管理措置を検討しましょう。



マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

マイナンバー　検索

政府広報オンライン

http://www.gov-online.go.jp

政府広報　検索

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーのお問合せは

コールセンター（マイナンバー）

0570-20-0178

[全国共通ナビダイヤル]9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20:00まで延長。
　また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定です。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は0570-20-0291におかけください。

平成27年5月

資料１

前回自治体説明会（令和７年11月）資料との差分に黄色背景を着色

自治体の皆様へ

～マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）

ご参考資料

令和8年3月（ｖ1.14）
デジタル庁　国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として
- ➢ 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- ➢ 顔写真があるのでなりすましができない
- ➢ 公私での本人確認が可能



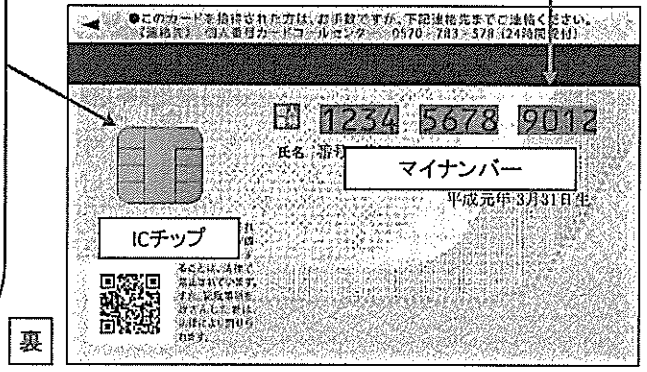
電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明
- ➢ 電子証明書により、スマホやパソコンで各種行政手続の申請等や民間サービスへの顧客申込等が可能
- ➢ 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- ➢ 健康保険証や図書館カード等としての利用
- ➢ さらに、将来的にはＡＩその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに
➡ *Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代の必須ツール*

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
- ➢ 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



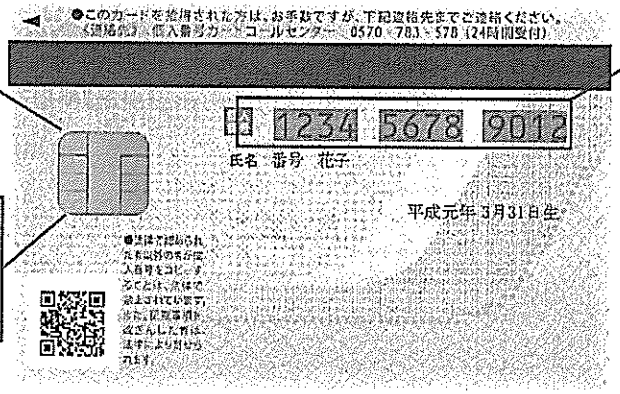
万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。
- アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違うと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組

プライバシー性の高い個人情報は
入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません



✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

マイナンバーカードのアプリの概要

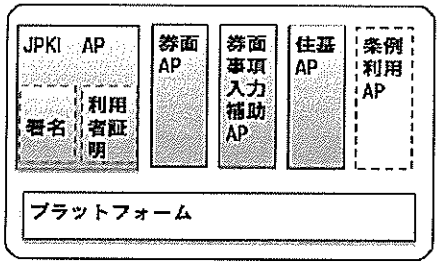
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成

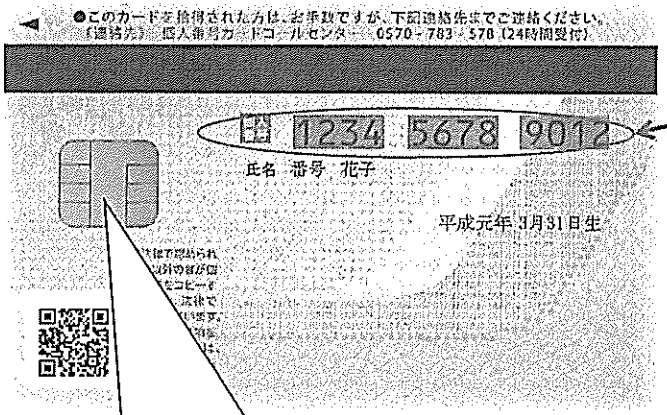


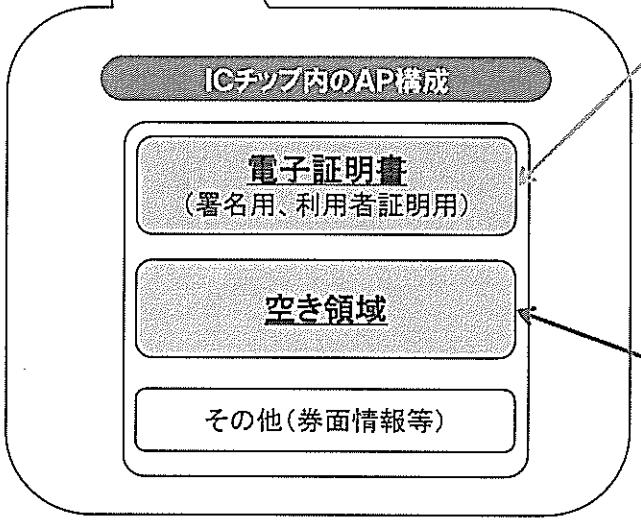
AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP（公的個人認証AP）	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号（6～16桁の英数字）
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号（4桁の数字）
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報：4情報＋顔写真の画像 裏面情報：マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注）マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号（4桁の数字） ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号（4桁の数字）

※「暗証番号（4桁の数字）」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面





①マイナンバー

・社会保障、税又は災害対策分野などにおける法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能

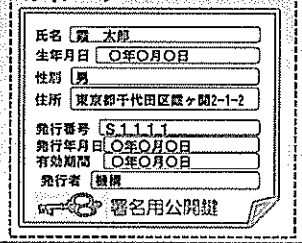
・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

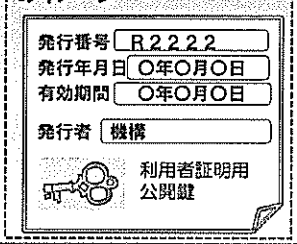
②電子証明書（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）

・行政機関等（e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等）のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ



利用者証明用電子証明書のイメージ



③空き領域

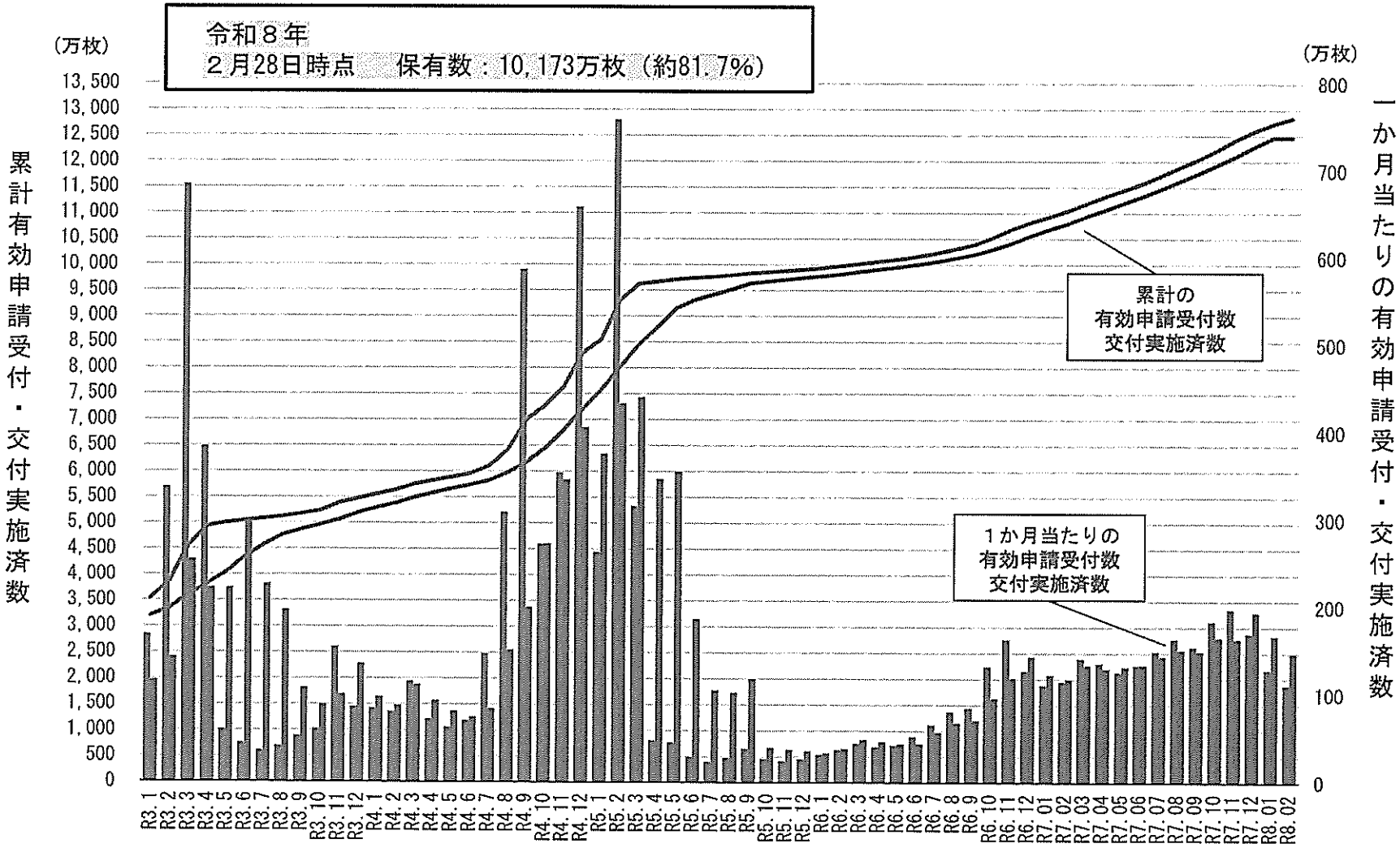
・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証

・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

更新

マイナンバーカードの申請・交付状況



＊累計：マイナンバーカードの発行申請が始まった平成27年度以降の累計値
＊保有数：現に保有されているカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）

マイナンバーカードの利用シーンの拡大

更新

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始（R3.10～本格運用）
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や薬剤情報の閲覧等も可能に（R3.10～）

マイナポータル

- 子育て関連手続きや引越し手続をオンライン申請できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報（世帯情報・税・社会保障等）の確認が可能
- パスポート申請・法人設立申請など国の手続きのオンライン申請が可能

コンビニ交付サービス

- コンビニ等で住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能（R7.6.15 対象人口：11,975万人）

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及（R8.2.28現在、民間事業者1,223社がサービスを提供）

行政サービスにおける各種カードとしての利用

- 図書館カード等、自治体のサービスで利用できる
- 自治体の「書かない窓口」で活用され、申請書の自動入力が可能に

職員証・社員証としての利用

- 国家公務員（H28.4）、徳島県庁（H29.6）で導入
- 民間企業の社員証としての利用（NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループ等が活用）

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
 - ⇒「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（R7.6.13閣議決定）に基づく工程表に沿って推進
 運転免許証（R7.3開始）、国家資格証（R6.8より順次開始）、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワーク受付票、在留カード等
- マイナ救急の全国展開（R7.10開始）（救急隊が傷病者情報を正確かつ早期に把握し、救急活動を迅速化・円滑化）
- 電子処方箋の運用開始（R5.1）。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載（Androidへの電子証明書の搭載をR5年5月に開始。iPhoneへの搭載をR7年6月に開始。）

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード１枚で様々なことが可能な社会に

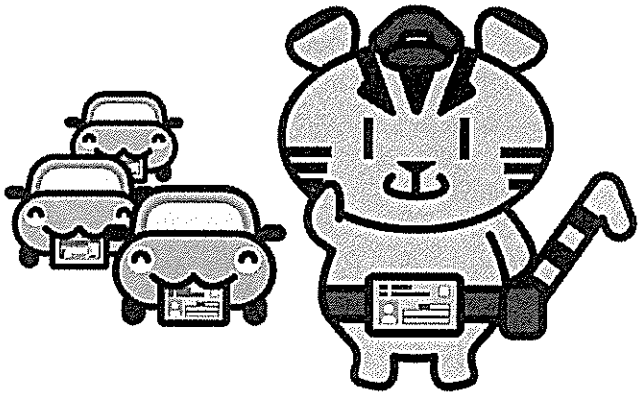
マイナ免許証の概要

令和8年2月末現在　保有者数　2,669,805人（うち２枚持ち 1,894,344人　１枚持ち 775,461人）

更 新

令和7年 3/24 運用開始！

マイナンバーカードを運転免許証として、利用できるようになります。



免許証は選べる3タイプ

免許証 のみ　／　マイナ免許証（免許情報が記録されたマイナンバーカード）のみ　／　両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

Q 一体化のための手続きは？

運転免許センター等で手続が可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

Q 免許情報の確認はどうするの？

専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

警察庁・都道府県警察

マイナンバーカードを免許証として使える！だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。
一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット1 住所変更等がラクに！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続が不要になります。

マイナ免許証のみ有効

メリット2 オンライン更新時講習が受講可能に！



マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習　一般運転者講習

メリット3 住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長！

経由地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続（経由地更新）が迅速化されます。

優良運転者　一般運転者

メリット4 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続前に６～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

マイナ保険証のメリット（1/2）

更新

メリット①　全国の薬局で9割導入！

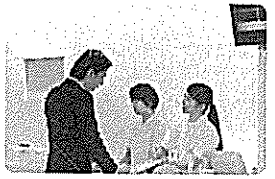


処方された薬の情報を医師・歯科医師・薬剤師が確認　重複投薬や飲み合わせのよくない薬を自動検知

電子処方せんを導入している医療機関・薬局をマイナ保険証で受診し、薬剤情報の提供に同意すると、過去に他の医療機関・薬局含め処方された薬の情報が、直近のものまで医師・歯科医師・薬剤師に共有されます。また、重複する薬や飲み合わせのよくない薬を自動で検知するため、それらを防ぐことができます

※ 2025年3月1日時点で約9割の薬局が電子処方箋を導入

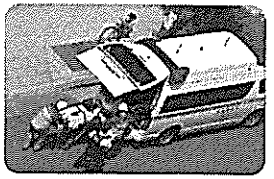
メリット②　全国の医療機関・薬局で導入済み！



マイナ保険証だと、病気やケガによる急な入院でも、手続きなしで高額な窓口負担が免除される

マイナ保険証で受診すると、高額療養費制度に基づき、限度額を超える医療費の立て替え払いが不要となります。

メリット③　2025年10月１日に全国一斉開始！



マイナ保険証だと、急な病気やケガなど“もしも”のときも役立つ

マイナ保険証を持っていれば、救急搬送時等の傷病者本人が受診歴や処方されている薬などを説明できない状況でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取って受診歴・診療情報・薬剤情報等の情報を把握できるため、救急活動の円滑化につながります。

※令和８年度は全国712消防本部（離島等を除く99％の消防本部）で実施予定

マイナ保険証のメリット（２/2）

更新



メリット④　2025年２月から順次モデル事業スタート！

マイナ保険証だと、患者の診療に役立つ医療情報を医療機関間で共有 さらに自身でも閲覧可能

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、傷病名や検査結果など診療に役立つ医療情報が医療機関間で共有されるとともに、自分自身でもマイナポータルで閲覧できるようになり、より良い医療の提供が可能となります。

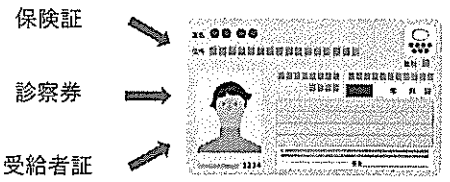
※ 医療機関での検査結果等が他の医療機関・薬局へ共有されるため、より良い医療の提供に繋がる

メリット⑤　全国で順次拡大中！

マイナ保険証だと、マイナンバーカード1枚で受診が可能に

マイナ保険証は、診察券との一体化や予防接種や乳幼児健診等マイナンバーカード1枚で医療機関等を受診できる活用も広がっています

・診察券を何枚も持ち歩かずマイナ保険証と一体化（一部医療機関で実施中）
・予防接種や乳幼児健診もマイナ保険証で（医療費助成は令和７年度末に約620自治体に拡大予定）
・スマホのマイナンバーカードでも受診可能な医療機関・薬局を拡大（全国約11.6万の医療機関・薬局で利用可能（2026年3月8日時点））



10

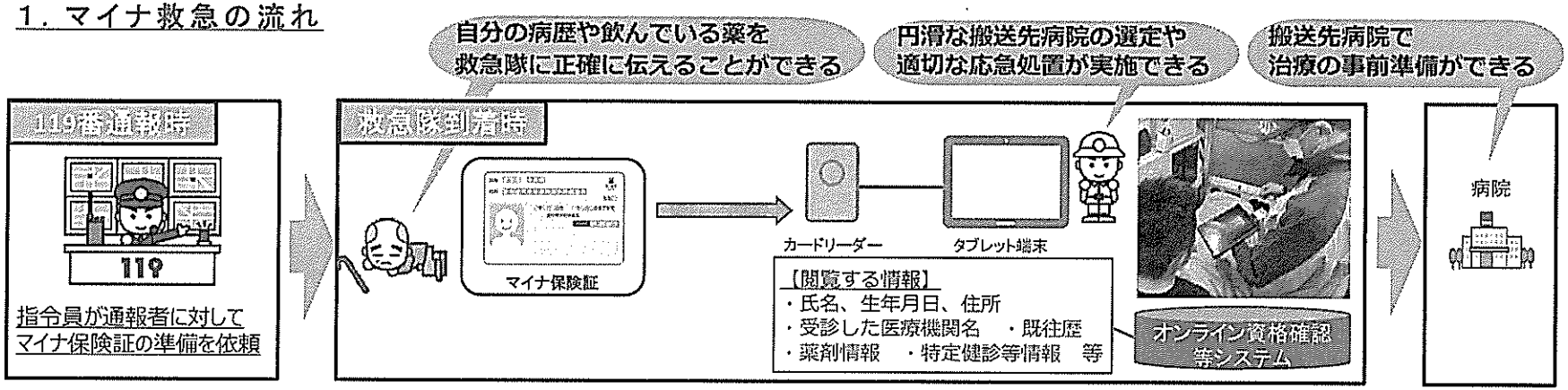
マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕

2025.2.21
報道発表資料

事業概要

➢マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

1．マイナ救急の流れ



2．令和６年度実証事業の結果

- 67消防本部660隊において、約２ヶ月間の実証を行った。
- マイナ救急により、情報閲覧した件数は**11,398件**。
- 活用事例及び救急隊、傷病者、病院それぞれの声は次ページ以降を参照。

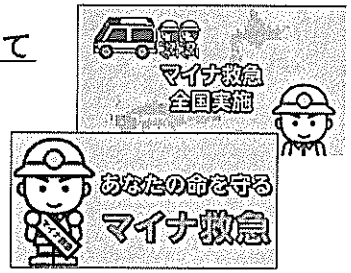
3．令和６年度補正予算

マイナ救急の全国展開の推進　**20.6億円**

※全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施

※実証事業の規模　令和6年度 660隊 ⇒ **令和７年度 5,334隊**

4．マイナ救急の広報について



- マイナ救急の認知度向上を図るため、**ショートムービーを作成**し、SNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供。
- 今後、マイナ救急の流れの説明、活用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等のため、**政府広報、ポスター、広報誌**等により、**国と自治体とで連携した広報を実施**予定。

令和７年10月１日より全国展開

マイナ救急　活用事例

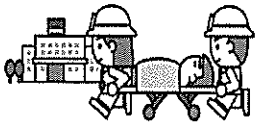
マイナ救急　令和６年度実証事業

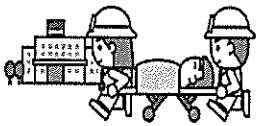
2025.2.21
報道発表資料

○救急現場にいた関係者が高齢の夫婦のみだった事例（円滑な病院選定に繋がったケース）

年齢・性別：90歳代　男性
通報内容 ：傷病者の妻から、自宅で夫がうつ伏せで動けない。
救急隊到着時の現場の状況 ：傷病者は、うつ伏せ状態のまま動けず、意思の疎通が困難な状態であり、また、通報した妻も、傷病者の病歴や飲んでいるお薬を把握していない状況。
救急隊の活動内容：自宅にあった傷病者のマイナ保険証から、傷病者の通院履歴や薬剤情報を閲覧し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した 。

＜マイナ救急の有用性＞
高齢の夫婦のみで情報把握が困難な事案であったが、マイナ救急を実施することにより、救急隊が正確な情報を把握し、搬送先病院を円滑に選定することができた。





○実家に帰省中で、お薬手帳を所持していなかった事例（円滑な病院選定に繋がったケース）

年齢・性別：50歳代　女性
通報内容 ：帰省先の実家において、食事中に意識を失い、椅子から床に倒れこんでしまった。
救急隊到着時の現場の状況 ： 傷病者は精神疾患で薬が処方されていたが、帰省中であったためお薬手帳を所持しておらず、飲んでいる薬が分からない状況。
救急隊の活動内容：傷病者が所持していたマイナ保険証から薬剤情報を確認し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達 した。

＜マイナ救急の有用性＞
お薬手帳を所持しておらず、薬剤情報不明のため、搬送先医療機関の調整が難航するおそれがあったが、マイナ救急を実施することにより、薬剤情報を確認することができたため、搬送先は初診の医療機関ではあったが、円滑に搬送先医療機関を選定することができた。

マイナンバーカード機能のスマホ搭載について

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 令和５年５月11日、まずは Android 端末において、①電子証明書機能（電子署名及び電子認証の機能）を搭載するサービスを開始。
- 令和７年６月24日、iPhone 端末において、上記①の機能 及び ②属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真を証明する機能）について、搭載サービスを開始。（iPhoneのマイナンバーカード）
- Android 端末への属性証明機能の搭載を令和８年秋頃を目指すことについて、令和７年6月の重点計画等により公表。
- スマホ搭載により、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマホだけで、マイナンバーカードでできることが順次、できるようになる。
 なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能（※機種による）。



マイナンバーカードでできること（予定含む。これらが順次、スマホだけでできるように。）

■マイナポータルの利用　Android / iPhone 利用可能


子育て支援


引越し



確定申告


薬剤・健診情報


母子健康手帳


予防接種

様々な行政手続のオンライン申請　　ご自身の様々な情報の閲覧　　サービス等のお知らせ

■コンビニ交付サービス
Android / iPhone 利用可能


コンビニ交付

■各種民間サービスの申込・利用
・利用シーン順次拡大中
・スマホ搭載(iPhone)に対応した対面確認アプリ(年齢・住所・本人確認)


銀行・証券口座開設


携帯電話申込


キャッシュレス決済申込


年齢確認

■健康保険証としての利用
Android / iPhone 令和7年9月19日～
(マイナ救急での利用: 令和8年4月～)


医療機関等


救急

■図書館カード等、様々なカードとしての利用

■災害における利用

など

※令和８年以降、マイナ免許証としての活用検討（警察庁と協議）

13

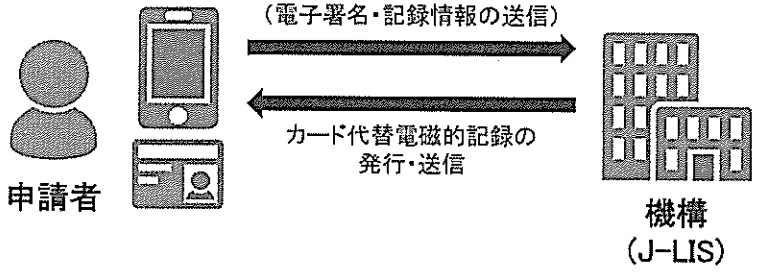
（デジタル社会形成基本法等の一部改正法案によるマイナンバー法の改正）

マイナンバーカードに係る機能のスマートフォン搭載について

○ マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
○ 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

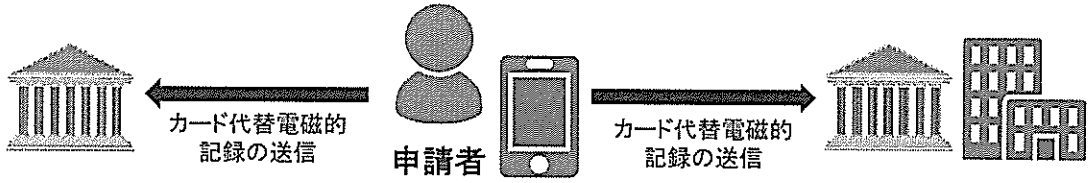
1 申請・搭載

～マイナンバーカードを用いてオンラインで完結



2 利用

～マイナンバーカードと同様、マイナンバー法上の本人確認等が可能に



☑マイナンバー法上の本人確認

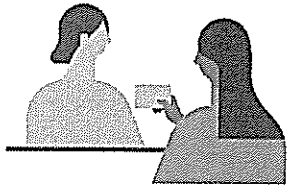
☑様々な行政手続・民間サービスでも利用可能
（本人確認、年齢確認、住民確認 等）

※1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法案：
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案
※2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

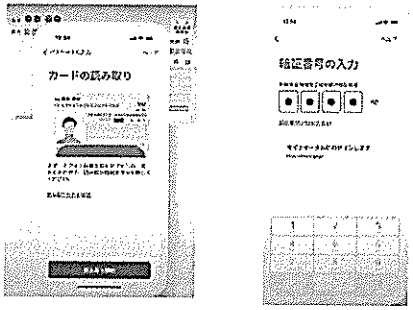
スマートフォン搭載でますます便利に（イメージ）

資料

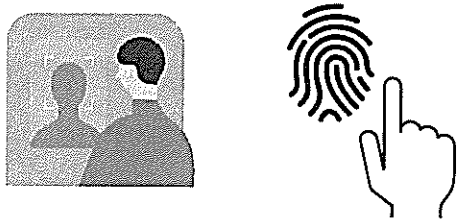
これまで	これから
①マイナンバーカードを持ち運び	スマホ一つでOK
②マイナンバーカードの読み取り ＆暗証番号の入力	カードをかざす必要なし ＆生体認証でOK
③物理カードでID提示	スマホでID表示・提供

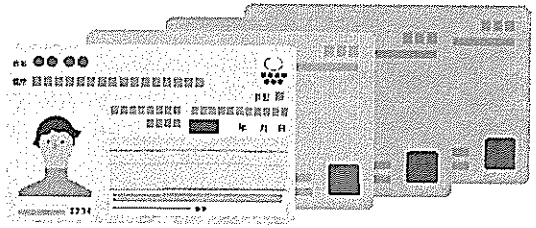


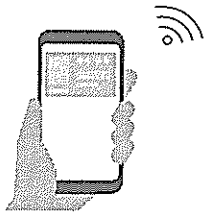




スマートフォンの顔認証や指紋認証







iPhoneのマイナンバーカード ポスター・リーフレット

デジタル庁
Digital Agency

手軽に、本人確認も、行政手続も。

あなたのマイナンバーカードを あなたのiPhoneの中に。



最新のマイナポータルアプリを使って
iPhone（Appleウォレット）に追加できます。

iPhoneのマイナンバーカード

https://services.digital.go.jp/mynumbercard-iphone

対応が必要です / ※1 本人確認を通じてマイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書等などの行政サービスを指す、公金カード機能にご利用いただけます。
※2 対面での本人確認なし署名利用が導入します。/ Apple、Appleのロゴ、Apple Watch、Apple Wallet、Face ID、Touch IDは、米国および他の国で登録されたApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。iPhone商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2025 Apple Inc. All rights reserved.
なお、Androidは端末ではAndroidスマホ用電子証明書搭載サービスが利用できます

iPhoneのマイナンバーカードでできること

マイナンバーカードをiPhone（Appleウォレット）に追加して利用できます。
行政サービスを簡単・安全かつ便利にご利用いただけます。
※マイナ免許証など、一部ご利用いただけないサービスがあります。

住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を、iPhoneのマイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアで取得できます。



Face IDやTouch IDで、簡単・安全にマイナポータルへのログインや署名ができます。
※マイナポータルでは、薬や医療費、引越し手続きなどの行政サービスを利用できます。



iPhoneのマイナンバーカードの安全性

- Appleウォレットに追加したマイナンバーカードは、iPhoneのFace ID や Touch ID で安全に保護されます。あなたのマイナンバーカードはあなたしか使えません。
- iPhoneのマイナンバーカードには、あなたの医療や銀行口座などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

用意するもの

マイナンバーカードをiPhoneに追加するために、以下の4つをご用意ください。

実物のマイナンバーカード

1234
マイナンバーカード券面入力用暗証番号
（数字4桁）

A1B2C3
マイナンバーカードの署名用パスワード
（英数字6～16文字）

マイナポータルアプリ
最新版をダウンロードしてご利用ください
https://apps.apple.com/jp/app/id1476359069

マイナンバーカードを搭載したiPhoneを紛失した場合は、実物のマイナンバーカードと同様、マイナンバー総合フリーダイヤルへ、24時間365日体制で、iPhoneのマイナンバーカード機能の一時利用停止を受け付けています。
Appleが提供する「探す」アプリでも、一時利用停止ができます。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
通常のお問い合わせは、平日は9:30～20:00、
土日祝は9:30～17:30（年末年始を除く）となります。

※マイナ保険証については、制度改正施行により、2025年秋以降から一部の医療機関等で資格確認を行った後、順次より医療などの公的医療機関から徐々に利用できる予定です。
iPhoneのマイナンバーカードを利用するには、OS16.0以降を搭載したiPhoneが必要です。iPhoneのマイナンバーカードはiPhoneのみで利用できます。Apple Watchやその他のAppleデバイスには対応していません。iPhoneのマイナンバーカードを設定するには、最新バージョンのマイナポータルアプリが必要です。iPhoneのマイナンバーカードは、実物のマイナンバーカードの代替にはなりません。実物のカードが必要とされる場所では、従来どおりマイナンバーカードを提示してください。Apple、Appleのロゴは、Apple Watch、Apple Wallet、Face ID、Touch IDは、米国および他の国で登録されたApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。iPhone商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2025 Apple Inc. All rights reserved.

全体更新

スマートフォンのマイナンバーカード　各サービスにおける対応状況

■ サービスを開始しているもの

項目	対応状況	対応時期
マイナポータルでのオンライン申請、自己情報の閲覧	オンライン申請(子育て支援や引っ越し等)、自己情報の閲覧(薬剤・健診情報、母子健康手帳等)が可能。	2023年5月
コンビニ交付サービス	スマートフォンを携行していれば、全国のコンビニ等において、住民票の写しや印鑑登録証明等の証明書の取得が可能。 対応事業者:ローソン、ファミリーマート、イオン系列店、セブン-イレブン、ミニストップ、セイコーマート、他	2024年1月
確定申告でのマイナポータルの利用	マイナポータルを利用した確定申告で利用できる。	(Android) 2025年1月 (iPhone) 2026年1月
健康保険証	健康保険証やマイナンバーカードを携行することなく、医療機関の受診等が可能になる。	2025年9月以降順次
一部の民間サービス	dアカウント・d払い、メルカリ、JCBカード等の本人確認において、利用を実現。	—

■ 今後のサービス開始予定

項目	対応状況	対応予定時期
上記以外の民間サービス	既にマイナンバーカードを利用しているサービスについて、スマホ用電子証明書・カード代替電磁的記録の対応を促進する。	—

17

新規

マイナンバーカード対面確認アプリ

○対面確認アプリとは・・・？

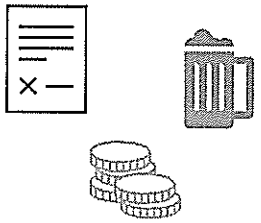
・対面有人での券面確認で見抜けないカードの偽造対策として、
ICチップに格納された券面情報を読み取り、その情報をアプリの画面に表示するデジタル庁公式アプリ。
・実物のマイナンバーカード（ICチップ）と、iPhone のマイナンバーカード双方の読取に対応。
※iPhoneのマイナンバーカードの読取りはiPhoneでのみ可能

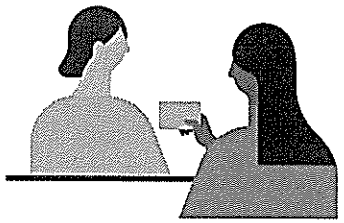
・利用者の暗証番号入力なしで、安全に属性情報（氏名・生年月日・住所など）の取得が可能。
※iPhone利用時は端末の生体認証により本人同意を取得。

・スマートフォンにアプリをダウンロードするだけで利用可能。
・本アプリは、個人情報保護の観点から画面に表示した情報を端末内に保存せず、またスクリーンショット等による保存もできない仕様となっているが、対面で取得した情報を業務に活用したいという事業者ニーズを踏まえ、取得データを連携・活用できる SDK の提供も行っている。

○想定される利用シーン

・契約時の本人確認（金融・通信・不動産 等）
・年齢確認（飲食・娯楽・チケット販売）
・自治体窓口での本人確認　等





新 規

マイナンバーカード対面確認アプリ

○表示される情報

	実物のマイナンバーカード	iPhoneのマイナンバーカード
顔写真	○	○
住所	○	○
生年月日	○	○※1
年齢	-	○
性別	○	○
有効期限	○	-
情報の選択	-	○

※1 年齢を表示せず、20歳以上・20歳未満の表示も可能。

○マイナンバーカードから取得した読取履歴の確認

マイナンバーカードを読み取った履歴として、確認日時など一部の情報がアプリに保存されますが、個人が特定できる情報は保存されません。

《端末に保存される情報》

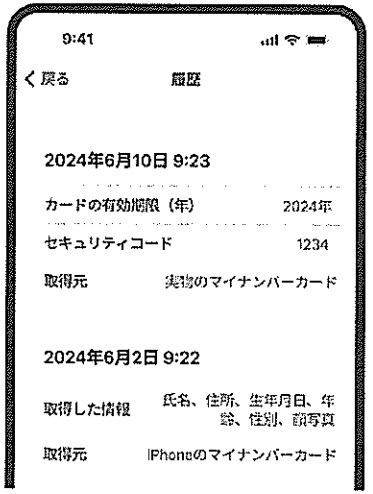
○実物のマイナンバーカード

・確認日時　・カードの有効期限の年のみ　・セキュリティコード　・取得元のカード種類

○iPhoneのマイナンバーカード

（上記に加え）・取得した情報の項目名　・氏名の冒頭1文字　・住所の都道府県　・生年月日の日付

※ 「20歳以上未満の確認」「年齢の確認」を選択した場合、履歴は保存されません。



19

新規

マイナンバーカード対面確認アプリ（実物のマイナンバーカード）

○利用の流れ

1.利用をはじめる

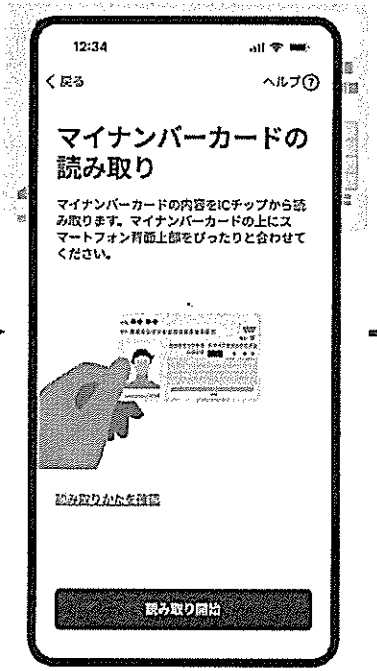


2.マイナンバーカードの表面をカメラで読み取る

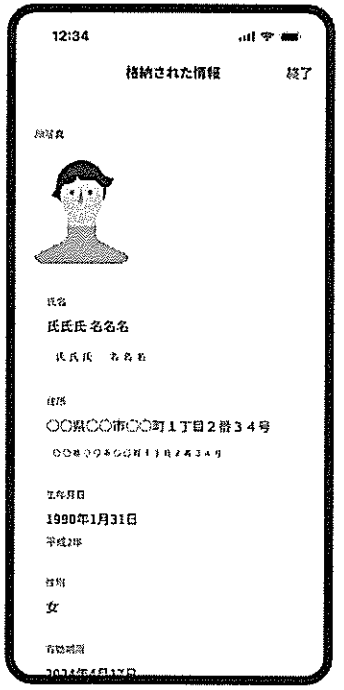


※OCR機能を活用

3.マイナンバーカードのICチップを読み取る



4.内容を確認する



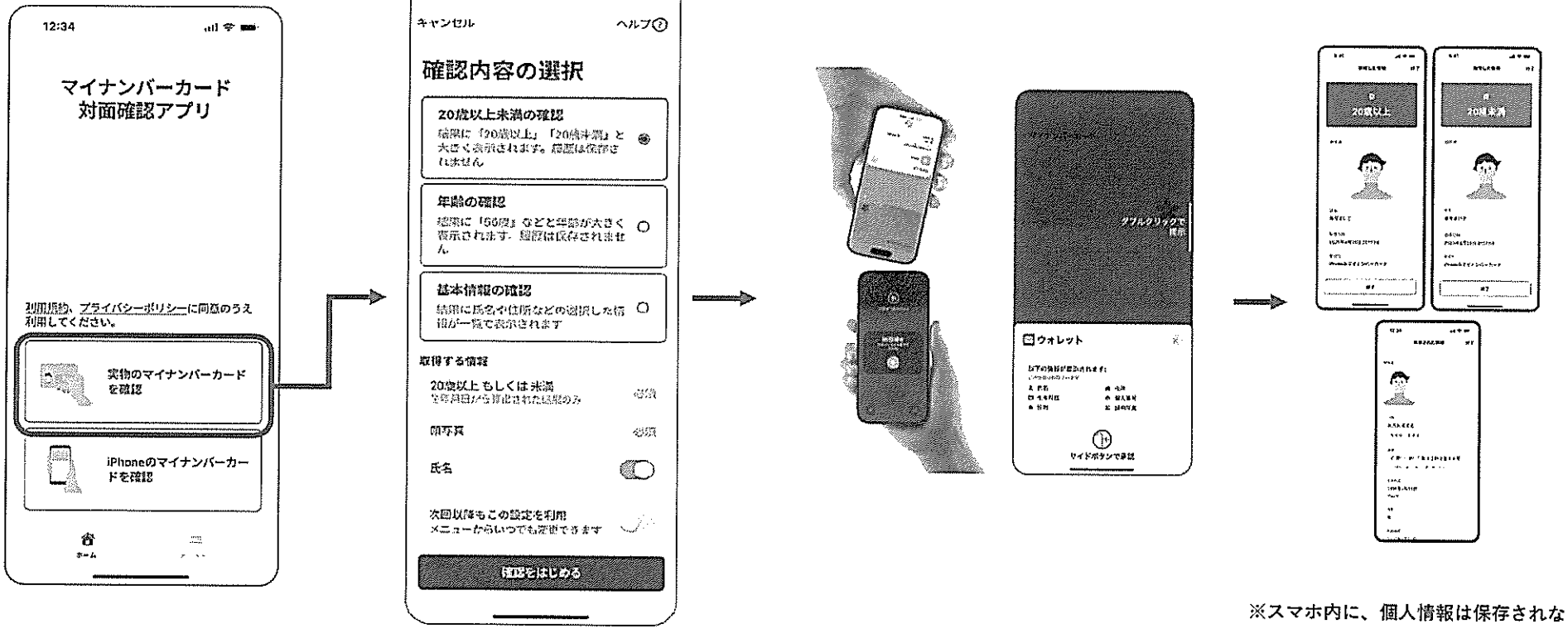
※スマホ内に、個人情報は保存されない。

新規

マイナンバーカード対面確認アプリ（iPhoneのマイナンバーカード）

○利用の流れ

1.利用をはじめる　2.確認内容を選択する　3.お客さまのiPhoneと近づける　お客さまにて提供の承認をする　4.内容を確認する



※スマホ内に、個人情報は保存されない。

新規

マイナンバーカード対面確認アプリの利用手順

「マイナンバーカード対面確認アプリ」は、民間事業者や自治体職員が届け出なしで、iOSおよびAndroidのアプリストアからダウンロードして利用できます。

「マイナンバーカード対面確認アプリ」を利用するまでの流れ

手順１：アプリストアを開く
・iPhone端末では「App Store」、Android端末では「Google Play」を開きます

手順２：キーワードで検索し検索結果一覧から選択
・「マイナンバーカード対面確認アプリ」と検索し、一覧から当該アプリを選択します。

手順３：「入手」をタップしてダウンロード完了
・iPhoneでは「入手」、Androidでは「インストール」ボタンをタップし、アプリをダウンロードしてください。完了後、ホーム画面にアプリアイコン（マイナ対面確認）が表示されます。

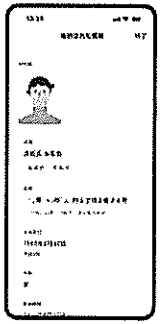
手順４：初回起動時のカメラ許可設定
・（iPhoneの場合）：　初回起動時に「"マイナ対面確認"がカメラへのアクセスを求めています」と表示されます。これは、マイナンバーカードの券面情報を読み取るための機能です。表示されたら「許可」を選択してください。
・（Androidの場合）：　初回起動時に、カメラやNFC機能の利用許可を求められる場合があります。本人確認に必要なため、いずれも「許可」を選択してください。

※ 対応環境
本アプリのOCR機能は、以下の環境で利用可能です。カメラが使えない場合は、メニューの「カメラでの読み取りを優先」をオフにし、手入力してください。
・iOS：A12 Bionic以降（iPhone 8、Xは非対応／2024年7月時点）
・Android ：カメラ搭載端末

○主な利用シーン
- 金融機関での取引のための本人確認時
- 携帯電話の契約のための本人確認時
- 中古品の買取のための本人確認時
- 自治体窓口での本人確認時
- その他、マイナンバーカードの対面での本人確認が必要なとき

○主要機能
- マイナンバーカードに格納された情報の読み取り・表示機能
- 履歴機能

○確認できる情報
- マイナンバーカードに格納された、以下の情報と読み取り日時がアプリ画面に表示されます。
 - 顔写真（白黒）
 - 氏名
 - 住所
 - 生年月日
 - 性別
 - 有効期限
 - セキュリティコード



- 利用手続きガイド：①アプリ利用時の流れ 、②「マイナンバーカード対面確認アプリ」サービスサイト
- 問い合わせ先：メール：MNC_Check_APP_atmark_digital.go.jp、件名：マイナンバーカード対面確認アプリ
- FAQ：マイナンバーカード対面確認アプリ｜デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション

①　②

新規

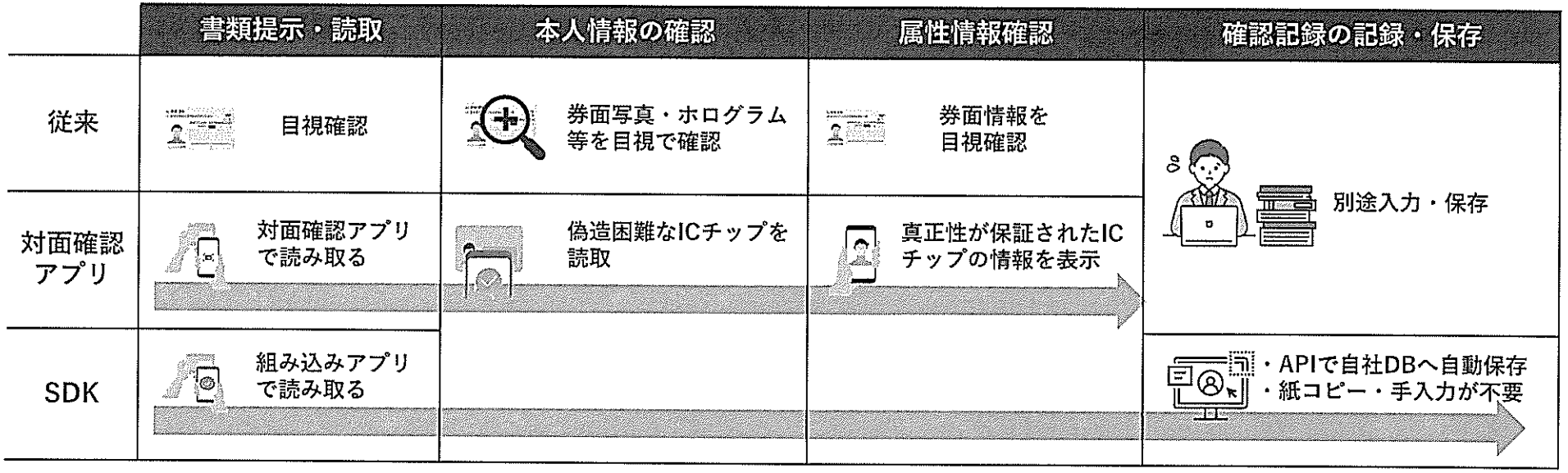
マイナンバーカード対面確認アプリ（対面確認SDK）

○マイナンバーカード対面確認SDK

・マイナンバーカード対面確認 SDK は、対面確認アプリが持つ、偽造が困難な IC チップ内の券面情報を読み取り・表示する機能を、事業者の自社アプリに直接組み込めるようにした開発者向けモジュール。

・取得した本人確認データは、事業者アプリ内の処理、API 連携、自社 DB への保存など、業務フローに合わせて柔軟に利用可能。これにより、対面での確認結果を別システムへ再入力する作業が不要となり、本人確認業務を一体的にデジタル化できる。

・犯収法など、法令上確認記録の作成が求められる業務（例：金融・不動産・買取など）でも、SDKを利用して確認するデータを取得したのち、保存できるため、従来の手入力・転記が不要になる。



マイナンバーカード対面確認アプリ（対面確認SDK）

新規

対面確認 SDK の提供形態と導入に必要な手続き

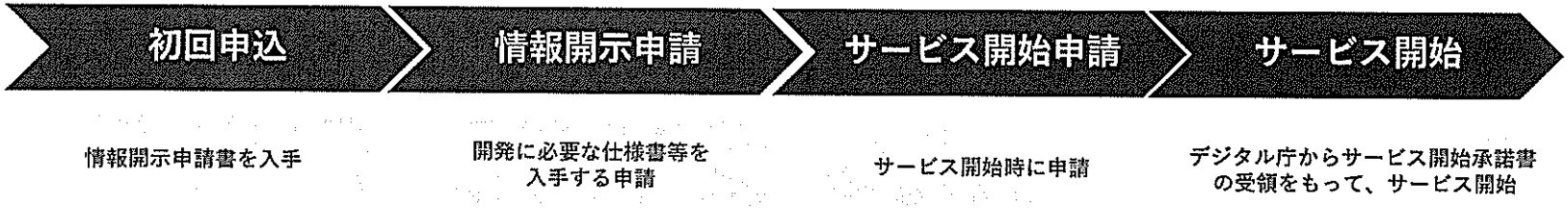
○ SDKの種類

種類	取得できる情報	主な用途
対面確認SDK	氏名・住所・生年月日 性別・顔写真など	対面での年齢・本人確認など
個人番号対応SDK	上記＋個人番号	自治体における個人番号取扱事務、 個人番号を必要とする本人確認など

○ OS・開発環境

- iOS 17.0 以上（カード読み取りは iOS 18.5 以降）
- iPadOS は非対応
- Swift Package Manager で提供Swift 6.2 / Xcode 26 以降
 ※Android版は2026年度春以降対応予定

○ SDK利用に必要な申請（2025年12月より申請受付開始）



デジタル庁ウェブサイトのご紹介

- マイナンバーカードを用いたサービス提供事例など、導入の検討に必要な情報を掲載しています。また、国民向けにはメリット・安全性に関する情報を掲載しています（内容は順次アップデート）
- マイナンバーカードの導入にご関心があれば、ぜひ一度、左下のURLをクリックしてご覧ください

民間事業者・自治体向けお役立ち情報

● マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス（JPKI）導入・利用のご紹介

JPKI導入に必要な基礎情報や導入を円滑に進めるためのお役立ち情報をご紹介

JPKIを導入した約20社からご提供いただいたサービス導入事例集も掲載

＜主な掲載内容＞

- 公的個人認証サービスとは
- 認証の仕組みサービス利用の目的
- サービス導入事例
- サービス導入までの手順
- PF事業者等への問合せ先　など

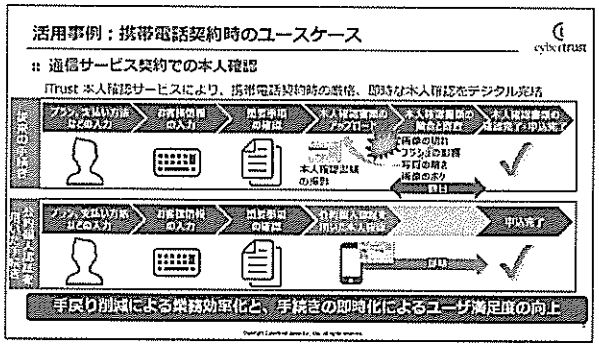
● マイナンバーカード・インフォ

国の施策、マイナンバーカードの利用事例、よくある質問への回答などをお伝えするメルマガのバックナンバーを掲載

● よくある問合せ（FAQ）

マイナンバーカードの導入を検討中の方から多く寄せられるお問合せ内容を掲載

【サービス導入事例集】サイバートラスト様の事例



カードのメリット・安全性

● リーフレット・動画

国民にカードのメリット・安全性を訴求するためのリーフレットや動画、カード紛失時の緊急連絡先など

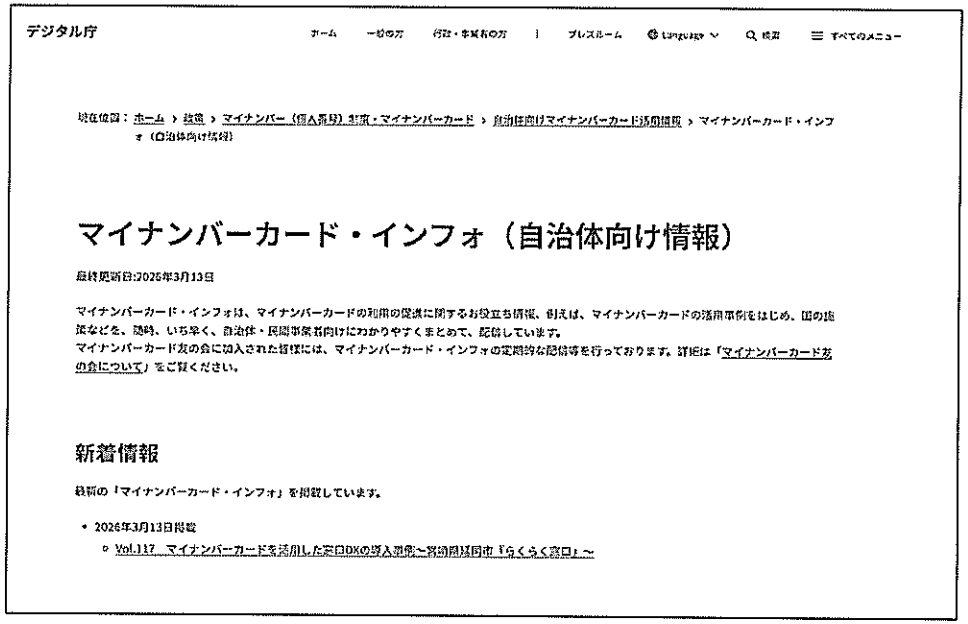


URL:マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード | デジタル庁 (digital.go.jp)

更新

マイナンバーカード・インフォ

デジタル庁は、自治体・民間事業者向けの「マイナンバーカード・イン フォ」として、マイナンバーカードの普及利活用に関するお役立ち情報（国の施策、自治体、民間企業の先進的な取り組み事例など）をお届けしています。
皆様におかれましては、是非、ご高覧いただき、マイナンバーカードの普及利活用に、お役立ていただければ幸いです。


デジタル庁

現在位置：ホーム › 政策 › マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード › 自治体向けマイナンバーカード活用情報 › マイナンバーカード・インフォ（自治体向け情報）

マイナンバーカード・インフォ（自治体向け情報）

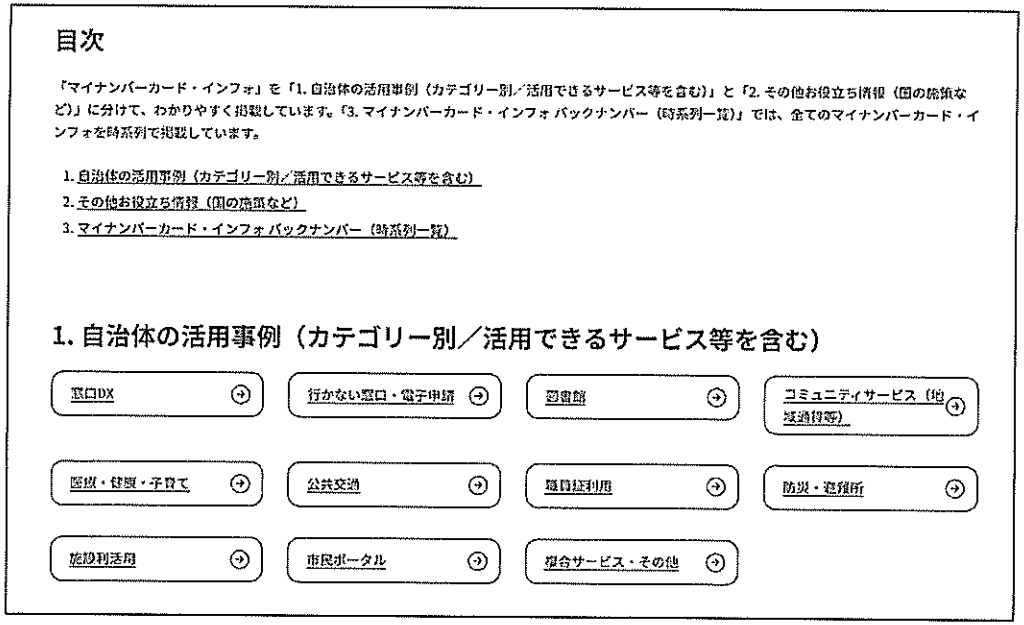
最終更新日：2026年3月13日

マイナンバーカード・インフォは、マイナンバーカードの利用の促進に関するお役立ち情報、例えば、マイナンバーカードの活用事例をはじめ、国の施策などを、随時、いち早く、自治体・民間事業者向けにわかりやすくまとめて、配信しています。
マイナンバーカード友の会に加入された皆様には、マイナンバーカード・インフォの定期的な配信等を行っております。詳細は「マイナンバーカード友の会について」をご覧ください。

新着情報

最新の「マイナンバーカード・インフォ」を掲載しています。

- 2026年3月13日掲載
 - Vol.117　マイナンバーカードを活用した窓口DXの導入事例～宮崎県延岡市「らくらく窓口」～


目次

「マイナンバーカード・インフォ」を「1. 自治体の活用事例（カテゴリー別／活用できるサービス等を含む）」と「2. その他お役立ち情報（国の施策など）」に分けて、わかりやすく掲載しています。「3. マイナンバーカード・インフォ バックナンバー（時系列一覧）」では、全てのマイナンバーカード・インフォを時系列で掲載しています。

1. 自治体の活用事例（カテゴリー別／活用できるサービス等を含む）
2. その他お役立ち情報（国の施策など）
3. マイナンバーカード・インフォ バックナンバー（時系列一覧）

1. 自治体の活用事例（カテゴリー別／活用できるサービス等を含む）

窓口DX　行かない窓口・電子申請　図書館　コミュニティサービス（地域通貨等）
医療・健康・子育て　公共交通　施設利用　防災・避難所
施設利活用　市民ポータル　複合サービス・その他

マイナンバーカード・インフォURL
①マイナンバーカード・インフォ（自治体向け情報）｜デジタル庁 (digital.go.jp)
②マイナンバーカード・インフォ（民間事業者向け情報）｜デジタル庁 (digital.go.jp)
※上記ページ中ごろに関連情報として掲載しております。

① ②

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　1/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

窓口DX
Vol.117　マイナンバーカードを活用した窓口DXの導入事例～宮崎県延岡市『らくらく窓口』～（PDF／1,587KB）
Vol.116　マイナンバーカードを活用した窓口DXSaaS『らくまど 窓口DXSaaS版』について（PDF／1,787KB）
Vol.108　マイナンバーカードを活用したオンライン申請・書かない窓口ソリューション『スマホdeすまそ』について（PDF／1,622KB）
Vol.101　マイナンバーカードを活用した窓口DXSaaS『ゆびナビぷらす』について（PDF／1,658KB）
Vol.97　マイナンバーカードを活用した窓口DXSaaS『NEC スマート行政窓口ソリューション 窓口DXSaaS』について（PDF／1,801KB）
Vol.96　マイナンバーカードを活用した窓口DXSaaS『R-STAGE 窓口DXサービス』について（PDF／1,727KB）
Vol.95　マイナンバーカードを活用した窓口DXSaaS『まどメイト』について（PDF／1,518KB）
Vol.83　マイナンバーカードを活用した窓口サービス「マイナンバーさくらさん」の活用事例について（PDF／1,357KB）
Vol.74　「マイナンバーカードを活用した『行政窓口』改革サービス」の活用事例について（PDF／1,286KB）
Vol.62　マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」サービス事例について（PDF／530KB）
Vol.49　マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」サービスについて（PDF／2,122KB）
Vol.20　平塚市の事例について（PDF／1,118KB）
Vol.13　伊奈町の事例について（PDF／902KB）

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　2/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

Vol.10　都城市の事例について（出退勤管理システム、デジタルケア避難所、死亡に係る手続き）（PDF／2,228KB）

行かない窓口・電子申請

Vol.117　マイナンバーカードを活用した窓口DXの導入事例～宮崎県延岡市『らくらく窓口』～（PDF／1,587KB）

Vol.110　自治体のLINE公式アカウントとマイナンバーカードによる給付金DXの導入事例～埼玉県美里町『高校生世代応援給付金』～（PDF／2,126KB）

Vol.108　マイナンバーカードを活用したオンライン申請・書かない窓口ソリューション『スマホdeすまそ』について（PDF／1,622KB）

Vol.102　株式会社生活基盤プラットフォーム「デジタル認証アプリを活用した引越しワンストップサービス『ペンリィ』」について（PDF／1,789KB）

Vol.98　マイナンバーカードを活用した『インターネット投票システム』の活用事例について（PDF／1,567KB）

Vol.92　マイナンバーカードを活用したオンライン申請サービス『ポケットサイン電子申請』について（PDF／2,647KB）

Vol.77　電子申請サービス「e-TUMO APPLY」とデジタルIDアプリ「xIDアプリ」の連携による、マイナンバーカードの活用事例について（PDF／1,319KB）

Vol.74　「マイナンバーカードを活用した『行政窓口』改革サービス」の活用事例について（PDF／1,286KB）

Vol.67　「スマート公共ラボ 電子申請」の活用事例について（PDF／4,346KB）

Vol.45　マイナンバーカードを活用した行かない窓口・電子申請サービスについて（PDF／6,000KB）

Vol.34　板橋区・刈羽村・世羅町・福岡市の事例について（PDF／1,931KB）

Vol.25　大田原市・富里市・沼津市の事例について（PDF／1,435KB）

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　3/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

Vol.23　川棚町・大川市の事例について（PDF／1,170KB）
Vol.16　株式会社Workthy「自治体マイページ」について（PDF／1,459KB）
Vol.14　和泉市の事例について（PDF／1,120KB）
図書館
Vol.86　マイナンバーカードを活用した図書館サービス『OverDrive電子図書館』の活用事例について（PDF／1,499KB）
Vol.68　「マイナサイン®（図書館情報システムにおけるマイナンバーカード認証サービス）」の活用事例について（PDF／1,403KB）
Vol.41　立山町の事例について（図書館での予約本貸出ロッカー）（PDF／1,005KB）
Vol.11　小牧市の事例について（PDF／1,225KB）
コミュニティサービス（地域通貨等）
Vol.115　一般社団法人倶知安観光協会（北海道倶知安町）「デジタル認証アプリを活用した住民優待サービス『Kutchan ID＋（くっちゃんアイディープラス）』の本人確認」について（PDF／1,694KB）
Vol.87　ジャスミー株式会社「個人情報管理システム『Jasmy Personal Data Locker』の本人確認に公的個人認証サービス（JPKI）を導入」について（PDF／1,108KB）
Vol.85　マイナンバーカードを活用したボランティア運営・管理サービス『ポケットサインボランティア』『ポケットサインボランティア主催者』の活用事例について（PDF／3,591KB）
Vol.84　マイナンバーカードを活用した地域通貨サービス『よむすび』の活用事例について（PDF／868KB）
Vol.72　「Mito Pay（三豊市の電子地域通貨アプリ）」の活用事例について（PDF／228KB）

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　4/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

Vol.70　「ポケットサインコミュニティ（マイナンバーカードを活用したコミュニケーション活性化サービス）」の活用事例について（PDF／991KB）
Vol.69　「SHIKI（デジタルID発行管理アプリ）」の活用事例について（PDF／1,410KB）
Vol.52　マイナンバーカードを地域通貨のキャッシュレス決済カードとして活用（天草市）（PDF／473KB）
医療・健康・子育て
Vol.117　マイナンバーカードを活用した窓口DXの導入事例～宮崎県延岡市『らくらく窓口』～（PDF／1,587KB）
Vol.113　マイナンバーカードを活用した共有ID・データ連携基盤『めぶくID』について（北海道江別市活用事例）（PDF／1,619KB）
Vol.112　マイナンバーカードを活用した地域DXモバイルアプリ基盤『i-Blend』について（愛知県日進市活用事例）（PDF／1,255KB）
Vol.104　マイナンバーカードを活用した子育て支援サービス『ポケットサイン子育て支援』について（PDF／2,680KB）
Vol.94　マイナンバーカードを活用した健康医療情報管理サービス『デジタル健康手帳』について（PDF／7,329KB）
Vol.93　マイナンバーカードを活用したヘルスケアアプリ『けんこうマイレージ』について（PDF／1,312KB）
Vol.89　マイナンバーカードを活用した健診予約サービス『健診予約システム』について（PDF／1,824KB）
Vol.88　マイナンバーカードを活用したフレイル予防サービス『フレサポ for LINE』（旧ASTER II for LINE）について（PDF／1,861KB）
Vol.87　ジャスミー株式会社「個人情報管理システム『Jasmy Personal Data Locker』の本人確認に公的個人認証サービス（JPKI）を導入」について（PDF／1,108KB）
Vol.82　マイナンバーカードを活用した養父市の「AIデジタルヘルシーエイジング事業」の活用事例について（PDF／2,315KB）

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　5/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

Vol.64　「ヘルスケアパスポート（PHR（Personal Health Record）サービス）」の活用事例について（PDF／1,778KB）
Vol.44　都城市の事例について（マイナンバーカードを活用した認知症予防）（PDF／1,969KB）
Vol.43　吉備中央町の事例について（共通診察券IDによる救急医療・遠隔診療時の情報連携）（PDF／1,899KB）
Vol.18　三木市の事例について（PDF／884KB）
Vol.8　親子健康情報サービスアプリ「OYACOplus」について（PDF／1,276KB）
公共交通
Vol.109　マイナンバーカードを活用したバス乗車システムソリューション『スマホdeすまそ』について（PDF／1,431KB）
Vol.106　マイナンバーカードを活用したAIオンデマンドモビリティサービス『シティMobi』について（PDF／1,155KB）
Vol.100　マイナンバーカードを活用した公共ライドシェアソリューション『まちのクルマアプリ』について（PDF／1,605KB）
Vol.99　マイナンバーカードを活用したAIオンデマンド交通『チョイソコ』について（PDF／1,534KB）
Vol.56　マイナンバーカードとコード決済を組み合わせた公共交通MaaSの実現（坂出市）（PDF／435KB）
Vol.24　中土佐町・大紀町の事例について（PDF／1,215KB）
Vol.7　「MaeMaaS（前橋版MaaS）」について（PDF／2,085KB）
Vol.3　TOPIC「mytap」について（PDF／2,930KB）

31

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　6/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

職員証利用

Vol.17　姫路市の事例について（PDF／781KB）

Vol.10　都城市の事例について（出退勤管理システム、デジタルケア避難所、死亡に係る手続き）（PDF／2,228KB）

防災・避難所

Vol.75　「マイナンバーカードを活用した防災・避難所運営サービス『ポケットサイン防災』」の活用事例について（PDF／4,741KB）

Vol.73　「避難所チェックインシステム」の活用事例について（PDF／1,964KB）

Vol.71　「被災者把握システム 限定パッケージ」の活用事例について（PDF／2,412KB）

Vol.65　「tami tami（市区町村のくらしサポートアプリ）」の活用事例について（PDF／1,587KB）

Vol.48　「顔認証を活用した、災害時の避難所の入退所受付」について（PDF／1,134KB）

Vol.47　マイナンバーカードと顔認証を組み合わせた本人確認システム（加賀市）（PDF／679KB）

Vol.10　都城市の事例について（出退勤管理システム、デジタルケア避難所、死亡に係る手続き）（PDF／2,228KB）

施設利活用

Vol.111　株式会社パストラーレ「デジタル認証アプリを活用した公共施設予約システム『いつでも貸館』の利用者登録」について（PDF／1,172KB）

Vol.81　長井市「あやめ公園」におけるマイナンバーカードを活用した市民の無料入園受付について（PDF／4,188KB）

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　7/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

Vol.65　「tami tami（市区町村のくらしサポートアプリ）」の活用事例について（PDF／1,587KB）

Vol.50　マイナンバーカードを活用した公共施設のスマートロックシステム（長井市）（PDF／377KB）

Vol.47　マイナンバーカードと顔認証を組み合わせた本人確認システム（加賀市）（PDF／679KB）

市民ポータル

Vol.114　マイナンバーカードを活用した『日韓音楽交流イベント』での本人確認について（PDF／2,667KB）

Vol.112　マイナンバーカードを活用した地域DXモバイルアプリ基盤『i-Blend』について（愛知県日進市活用事例）（PDF／1,255KB）

Vol.105　マイナンバーカードによる認証機能を標準搭載した自治体公式アプリ『ポケットサイン』の導入事例～大津市公式アプリ『ポケットおおつ』～（PDF／911KB）

Vol.103　株式会社ウフル「デジタル認証アプリを活用したデータ・サービス連携基盤『CUCON』」について（PDF／2,240KB）

Vol.87　ジャスミー株式会社「個人情報管理システム『Jasmy Personal Data Locker』の本人確認に公的個人認証サービス（JPKI）を導入」について（PDF／1,108KB）

Vol.66　「SmartPOST（郵送DX・デジタル通知サービス）」の活用事例について（PDF／1,886KB）

Vol.65　「tami tami（市区町村のくらしサポートアプリ）」の活用事例について（PDF／1,587KB）

Vol.46　マイナンバーカードを活用した市民ポータルサービスについて（PDF／2,394KB）

複合サービス・その他

Vol.113　マイナンバーカードを活用した共有ID・データ連携基盤『めぶくID』について（北海道江別市活用事例）（PDF／1,619KB）

自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）　8/8

更新

これまでに掲載された自治体向けマイナンバーカード・インフォは以下のとおりになります（資料公開時点）
各バックナンバーはリンクのとおりになりますので、ぜひご覧ください

Vol.107　スパイラル株式会社「デジタル認証アプリを活用したローコード開発プラットフォーム『SPIRAL ver.1』」について（PDF／1,557KB）
Vol.63　「BizMINT引越（引越しワンストップサービス）」の活用事例について（PDF／1,206KB）

マイナンバーカード友の会

更新

デジタル庁では、マイナンバーカードの利用シーン拡大に向けた取り組みを進めている皆様を対象に「マイナンバーカード友の会」を設けています。マイナンバーカード友の会にご登録いただいた個々の担当者のメールアドレスにも直接、マイナンバーカード・インフォ（自治体向け）が発行されたら直ちにお送りしております。今後マイナンバーカード利用のための緊密なコミュニケーションの場としても育てていく予定です。ご興味のある方は以下リンクよりぜひ加入をご検討ください。

【デジタル庁】マイナンバーカード友の会メンバーの登録希望フォーム



【デジタル庁】マイナンバーカード友の会メンバーの登録希望フォーム

デジタル庁では、マイナンバーカードの利用シーン拡大に向けた取り組みを進めている自治体、民間事業者を対象に「マイナンバーカード友の会」を設けています。
マイナンバーカード友の会メンバーへのご登録をご希望の方は、必須事項をご記入のほどよろしくお願いいたします。

※登録は1名ずつお願いします。
※フォーム送信後、確認用メールはお送りしておりませんのでご留意ください。
※メールによる情報配信になりますので、「digital.go.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。

* 必須

1. 区分 *

◯ 自治体

◯ 民間事業者

友の会メンバー
（令和8年3月10日時点）
民間事業者：357名
自治体：351名

友の会加入ページURL
【デジタル庁】マイナンバーカード友の会メンバーの登録希望フォーム(office.com)

※メールによる情報配信になりますので、「digital.go.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。

3Dマイナちゃんロゴマークの追加について

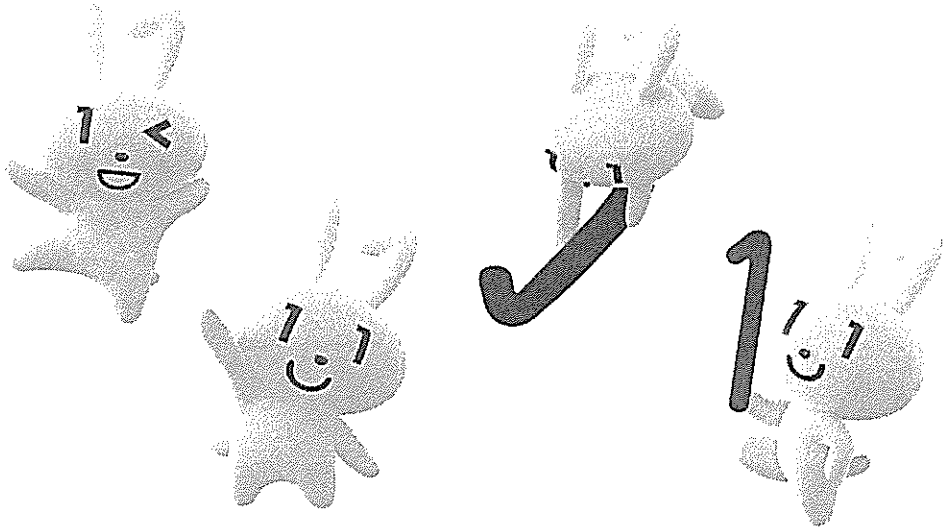
新規

デジタル庁は、マイナンバー制度の普及・啓発を目的に政府、地方公共団体や一般の企業・団体（注1）がマイナちゃんロゴマークを使用できるようマイナちゃんロゴマークを公開しております。

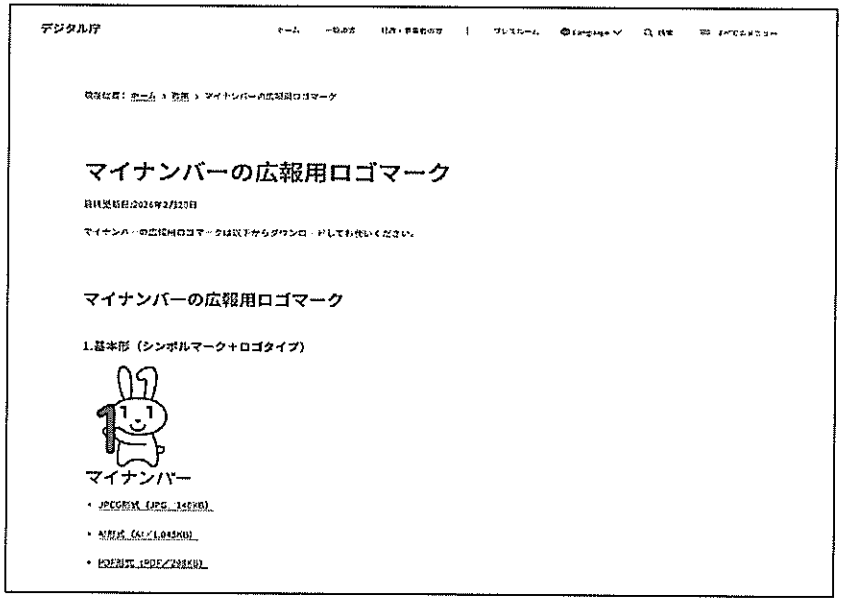
この度、新たに3Dイラストを追加いたしました。 皆様におかれましては、是非、ご高覧いただき、マイナンバー制度の普及・啓発用に、お役立ていただければ幸いです（注2）。

（注1）一般の企業・団体がマイナンバーの周知・広報での活用を希望する場合は、デジタル庁に使用の申請を行い、承認を受けることで、ロゴマークを使用することができます。

（注2）ご利用にあたっては規程及びガイドラインをご確認いただけますと幸いです。



新規30ポーズ掲載（2026年３月３日現在）



ロゴマーク掲載場所▸① マイナンバーの広報用ロゴマーク｜デジタル庁
規程及びガイドライン掲載場所▸② マイナンバーの広報用ロゴマークについて｜デジタル庁

① ②

36

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年7月13日	v1.0	ー
令和5年7月27日	v1.1	・アプリの概要/公的個人認証サービスの概要/マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて/公的個人認証サービスの仕組みについてスライドを追加 ・法改正によりマイナンバーカードについてのスライドを一部修正
令和5年10月12日	v1.2	・マイナンバーカード交付状況の更新
令和5年10月	v1.3	・「マイナンバーカードのアプリの概要」を追加
令和5年12月15日	v1.4	・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新 ・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新 ・「マイナンバーカード・インフォ」民間事業者向けスライド追加
令和6年2月28日	v1.5	・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新 ・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新 ・「スマホ用電子証明書搭載サービス概要」を追加 ・「 自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）」を追加（自治体向け説明会時のみ）
令和6年7月17日	v1.6	・「マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール」を一部修正 ・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新 ・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新、マイナ救急について追記 ・スマホ搭載資料の追加 ・「コンビニ交付サービスのスマホ用電子証明書への対応について」を削除 ・「民間事業者向けマイナンバーカード・インフォ」のページを追加
令和6年10月3日	v1.7	・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新 ・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新 ・マイナンバーカードインフォ一覧の更新
令和6年11月21日	v1.8	・「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新 ・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数、コンビニ交付サービス対象人口、更新 ・マイナ救急に関する資料の更新 ・マイナンバーカードインフォ一覧の更新 ・マイナンバー友の会　会員数掲載

37

バージョン情報

更新

更新	バージョン	主な更新点
令和7年3月3日	v1.9	・「マイナンバーカード交付状況」交付状況の更新 ・「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」民間事業者数、コンビニ交付サービス対象人口の更新 ・「マイナ免許証の概要」新規追加 ・「マイナ保険証のメリット」新規追加 ・「マイナンバーカードインフォ一覧」掲載内容の更新 ・「マイナンバーカードを活用した自治体向けサービス／システムと導入事例」新規追加
令和7年5月16日	v1.10	・「マイナンバーカード友の会」掲載内容の更新
令和7年6月27日	v1.11	・「マイナンバーカードインフォ一覧」掲載内容の更新 ・「マイナンバーカードを活用した自治体向けサービス／システムと導入事例」掲載内容の更新 ・「マイナンバーカード友の会」掲載内容の更新
令和7年7月28日	v1.12	・マイナンバーカードの申請・交付状況の更新 ・マイナンバーカードの利用シーンの拡大の更新 ・マイナ救急の報道資料追加 ・マイナンバーカード機能のスマホ搭載について資料の更新、追加 ・自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）の更新 ・民間事業者向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）の更新 ・マイナンバーカード友の会メンバー数の更新
令和7年11月28日	v1.13	・マイナンバーカードの申請・交付状況の更新 ・マイナンバーカードの利用シーンの拡大の更新 ・マイナ保険証のメリットの更新 ・マイナンバーカード機能のスマホ搭載について資料の更新、追加 ・自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）の更新 ・民間事業者向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）の更新 ・マイナンバーカード友の会メンバー数の更新
令和8年3月17日	v1.14	・マイナンバーカードの申請・交付状況の更新 ・マイナンバーカードの利用シーンの拡大の更新 ・対面確認アプリについての資料追加 ・自治体向けマイナンバーカード・インフォ（一覧）の更新 ・マイナンバーカード友の会メンバー数の更新 ・３Dマイナちゃんロゴマークに関する資料の追加